

第 80 号

熊本県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成31年2月21日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例
熊本県社会福祉審議会条例（平成12年熊本県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条中「児童福祉」の次に「及び精神障害者福祉」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

熊本県社会福祉審議会において精神障害者福祉に関する事項を調査審議することができるようになるため、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。